99-50

問題文

製剤総則において、粒状に造粒した経口投与する製剤と規定されているのはどれか。1つ選べ。

- 1. 発泡錠
- 2. 散剤
- 3. 顆粒剤
- 4. 分散錠
- 5. 懸濁剤

解答

3

解説

発泡錠は、水中で急速に発泡する錠剤のことです。

散剤は、粉末状の製剤です。

顆粒剤とは、粒状に造粒した製剤です。

分散錠は、水に入れて、分散させて飲む錠剤のことです。

懸濁剤は、有効成分を微細均質に製した、液状の製剤です。

以上より、正解は3です。